

8 地域共生社会の実現

高齢になっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域との繋がりを大切に、「お互いさま」の精神の下、助け合い、支え合う地域づくりが求められます。

また、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりのくらしと生きがい、地域をともに創っていく社会「地域共生社会」の実現に向けた取組みが進められています。

県は、次の項目により、地域共生社会の実現に向けた取組みを進めていきます。

- (1) 市町村の包括的な支援体制の整備
- (2) 共生型サービスの推進
- (3) 地域コミュニティの再生
- (4) ユニバーサルデザインの普及

(1) 市町村の包括的な支援体制の整備

現 状

- 地域で暮らす誰もが安心して生活できるようにするためには、地域の状況に応じて社会福祉制度の隙間を埋める住民主体の新たな支え合いの仕組みづくりが必要です。
一部の市町村では、市町村社協等が中心となって、地域生活課題を地域住民等自らが課題として主体的に捉え、解決を試みることができるよう、交流の場の整備や実際の取組みへの支援、取組みを支える相談支援体制の構築など「我が事・丸ごと」の地域づくりが進められています。
- 市町村地域福祉計画は、住民の身近な地域において地域住民や関係機関等のネットワークを構築し、住民が住みなれた地域で安心して日常生活を営み、様々な分野の活動に参加できるよう支援するための指針として重要な意味を持つものであり2019(R1)年度末で30市町村が策定しています。

課 題

- 「我が事・丸ごと」の地域づくりは、地域住民の意識啓発を図り、活動の中心となる人材の育成や地域の様々な情報の取得、地域の活動を支える専門的な支援体制を整えることが必要であり、こうした取組みを全ての市町村で展開していくための支援が必要です。
- 市町村地域福祉計画については、未策定の市町村における計画策定に加え、策定済の市町村においても適切な見直しを行う必要があります。
- 2020(R2)年6月に地域共生社会実現のための社会福祉法等が一部改正され、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の整備を行う事業が創設されたことから、市町村に対し制度の周知を図るとともに取組みを促進していく必要があります。

深化・推進のポイント

- 地域共生社会の実現に向けた取組みの推進

施策の推進方向

- 県は、県社協と連携し、市町村が行う住民が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための人材育成への支援や市町村間の情報共有の場の提供に努めます。
- 県は、市町村地域福祉計画が未策定の市町村に対しては、計画の策定を働きかけるとともに、策定済みの市町村についても適切な見直しがなされるよう、随時、情報提供や助言を行うなど策定に向けた支援を行います。
- 県は、市町村や市町村社協等を対象とした説明会等の開催により市町村の包括的な支援体制整備を支援する事業や先進事例の情報提供を行い、市町村の取組みを促進します。
- 県は、県及び総合支庁に設置する相談窓口において新たな仕組みづくりに取り組む市町村への相談・支援対応を行い市町村の包括的な支援体制構築を支援します。

評価目標

評価目標項目	現状 2019 (R1) 年度	目標	
		2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度
地域福祉計画を策定している市町村数	30市町村	全市町村	全市町村

(2) 共生型サービスの推進

現 状

- 介護保険優先の原則の下では、障がい者が65歳以上になって介護保険の被保険者となった際に、これまで使い慣れた障害福祉サービス事業所を利用できなくなる場合があります。
- 2017(H29)年5月に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（地域包括ケアシステム強化法）」では、使いなれた事業所においてサービスを利用しやすくする観点や、限りある福祉人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うという観点から、一部の介護サービスにおいて高齢者や障がい児者が共に利用できる「共生型サービス」が創設されることになりました。

課 題

- 介護保険又は障がい福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における人員基準、施設基準等を満たしていない場合があります。
- 支援をマネジメントする介護支援専門員（ケアマネジャー）（介護側）と相談支援専門員（障がい側）が、支援に必要な情報を共有できる連携体制の構築が必要です。

深化・推進のポイント

- 取組事業所の普及拡大と各マネジメント支援者の連携促進

施策の推進方向

- 県は、介護保険サービス施設・事業所、障害福祉サービス事業所及び市町村に対し、研修や集団指導の場において「共生型サービス」の創設に伴う基準・報酬について、積極的に周知を図り、共生型サービスに取り組む事業所の普及拡大を進めます。
- 県は、対象者が利用しやすい体制の整備として、ケアマネジャーと相談支援専門員が情報を共有できる体制づくり及びケアマネジャーの資質向上に対する取組みを推進します。

(3) 地域コミュニティの再生

現 状

- 県は、人口減少社会に対応するため、住民自らが暮らしを支える様々な活動を行う「地域運営組織」の形成の取組みを推進しています。
- NPO等の中間支援組織と連携しながら、地域を支援するネットワーク体制（「地域づくり支援プラットフォーム」）を県内4地域ごとに設置し、各種施策や課題等の情報共有を図っています。
- 地域づくりに関する専門職を「地域コミュニティ支援アドバイザー」として地域に派遣するとともに、地域づくり人材育成研修会を開催し、地域活動の担い手育成と地域課題解決に向けた取組みへの支援を行っています。

課 題

- 市町村職員や地域において、地域づくりのノウハウやマンパワー・リーダーが不足していることから、地域の担い手を発掘・育成しながら地域における主体的な取組みを促していく必要があります。

深化・推進のポイント

- 関係者の協働による地域コミュニティの再生

施策の推進方向

- 県は、引き続き地域住民が主体となっていく地区計画の作成や、地域活動の拠点づくりなど、地域の課題に応じた支援を行い、「地域運営組織」の形成を促進することで、持続可能な地域づくりを推進していきます。
- 県は、地域づくりをサポートする中間支援組織や市町村における人材育成を進めるとともに、地域おこし協力隊、集落支援員などと連携を深め、関係者の協働による地域コミュニティの再生に向け支援します。

評価目標

評価目標項目	現状 2019 (R1) 年度	目標	
		2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度
地域運営組織数	45組織	49組織	57組織

(4)ユニバーサルデザインの普及

現 状

- 県は、高齢者を含むすべての人が個人として尊重され、あらゆる分野の活動に参加できる環境の整備を図るため、1999(H11)年10月に「山形県福祉のまちづくり条例」を制定し、2000(H12)年4月から全面施行しています。
- 2008(H20)年3月には、この「山形県福祉のまちづくり条例」を「山形県みんなにやさしいまちづくり条例」に改正し、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、すべての人が円滑な生活を営むことができるよう、みんなにやさしいまちづくりを推進しています。
- 県は、条例に基づき、高齢者等の日常生活に特に重要な施設については、新築等の届出を義務付けるとともに、整備基準に全て適合する施設については適合証を交付しています。
- 県は、高齢者等の行動上の制限を受ける方々が、公共施設や大規模店舗等の駐車スペースに優先的に駐車できる「身体障がい者等用駐車施設利用証」を交付しています。
- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(通称:バリアフリー新法(2006(H18)年12月施行))」に基づき、市町村は、基本構想を策定し、必要に応じて国の助言・指導等を受けながら、旅客施設、道路、路外駐車場及び都市公園を含めて、一体的にバリアフリーを推進することができます。
- こうした中、国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」では、本格的な高齢社会の到来や自立と共生の理念の浸透など、高齢者、障がい者等を取り巻く社会情勢の変化等に対応し、引き続き着実な取組みを進めるため、鉄道駅、バス・空港ターミナルにおける移動等の円滑化の目標として、2020(R2)年度末に1日の平均利用者数3,000人以上の旅客施設は原則100%、乗合バスのノンステップ化率の目標は約70%等と設定されています。
- 県内では、主要な鉄道駅や空港ターミナル等で、エレベーターやエスカレーターの整備が進んでいます。
- また、乗合バスについては、乗降口の段差を低くした低床バス(ノンステップバス等)の導入が進められています。
- 不特定多数の人が訪れる市町村所有の施設の内、多目的トイレの整備が整っている施設は、徐々に増えているものの依然として6割程度となっています。

課 題

- 高齢化の進展に伴い、高齢者等が安心して利用できる施設のニーズが高まってきているところですが、整備のための財源や、施設全体の老朽化等の問題があります。
- 政府が定める基本方針の目標である1日の平均利用者数3,000人以上の鉄道駅等については、着実にバリアフリー化が進められていますが、これら以外の施設についても、高齢者、障がい者等の利用の実態や市町村による移動等円滑化基本構想の作成状況などの地域の実情等を踏まえ、可能な限りバリアフリー化を進めていく必要があります。
- 低床バスの導入は一定程度進んでいるものの、事業者の経営状況が厳しく、低床バスが一般のバスに比べて高額であることから、さらに導入を進めるためには引き続き乗合バス事業者への支援が必要です。

- 市町村は、基本方針に基づき、旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区）について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想を作成することができるとされていますが、現在基本構想を策定しているのは2市（山形市、南陽市）にとどまっています。

深化・推進のポイント

- 観光施設、公共交通機関のバリアフリー化の推進

施策の推進方向

- 県は、県のホームページでの情報発信等を通して、引き続きみんなにやさしいまちづくりを広く普及啓発し、意識の高揚を図るとともに、高齢者等が円滑に日常生活又は社会生活を営むことができる環境の整備を促進します。
- 県は、不特定又は多数の者が利用する生活関連施設について、整備基準に従って、高齢者等の利用に配慮した整備がなされるよう、事業者に指導助言を行います。
- 県は、不特定多数の人が訪れる観光施設のバリアフリー化を推進します。
- 県は、公共交通事業者や市町村、関係機関と連携し、旅客施設のバリアフリーの整備とともに、快適に安心して公共交通機関を利用していくためのソフト面の取組みを促進します。
- 県は、路線バス事業者に対して、国の補助事業と協調した補助を行うことにより、低床バス車両の導入を促します。
- 県は、市町村の基本構想策定を促し、旅客施設、駅前広場、道路及び信号機などの周辺施設のバリアフリー化を推進します。

評価目標

評価目標項目	現状 2019 (R1) 年度	目標	
		2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度
県内路線バス事業者におけるノンステップバスの導入率	65.4%	76%	80%